

いすみ市立岬中学校PTA会則

(名 称)

第1条 本会は岬中学校PTAと称し、事務局を岬中学校におく。

(目 的)

第2条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の福祉を増進し、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 学校と家庭の理解協力に関すること。
- 2 学校、家庭、地域社会において、生徒の福祉を増進すること。
- 3 会員の教養を高めること。
- 4 生徒活動の援助に関し、必要と認めること。
- 5 教育施設・設備の充実に関し、必要と認めること。
- 6 その他、目的に必要なこと。

(会 員)

第4条 本会の会員は、中学校の生徒の保護者と教職員及び本会の趣旨に賛同するものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名 (内2名は書記を兼ねる)
- 3 事務局 (教頭)
- 4 理事若干名
- 5 監事 2名

(校長及び顧問)

第6条 1 校長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。
2 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長がこれを推薦し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員は、次の仕事を行う。

- 1 会長は会務を総理し、本会を代表する統括責任者としての職務を遂行する。
- 2 副会長は会長を助け、会長の事故あるときは、その職務を遂行する。
- 3 会長及び副会長は会の総務となり、急を要する場合は、事業の企画・立案及び会務の執行にあたる。
- 4 事務局は庶務会計にあたる。
- 5 理事は本会の事業の企画・立案及びに会務の執行にあたる。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員を選出及び定数)

第8条 本会の役員は次の方法により選出される。

- 1 会長・副会長及び監事は、各小学校区で選出された候補者からの互選により選出する。
- 2 地区役員は、学年ごとに小学校区から選出する。入学時に、3年までの役員を選出することを原則とする。
- 3 地区役員の学年ごとの定数は、長者、太東地区はそれぞれ2名、中根、古沢地区はそれぞれ1名とする。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期はPTA総会で承認されてから次年度のPTA総会で新役員が承認されるまでとする。ただし、再任は妨げない。補欠選出の役員は前任者の任期とする。

(総会)

第10条 総会は本会の最高決議機関である。

- 1 総会は毎年4月に開催し、会則の変更、役員選出、決算、予算、事業、計画及びその他の重要事項を審議する。ただし、理事会が認める場合及び会員総数の3分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開くことができる。
- 2 会議の議決は原則として、出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数のときは、議長の議決による。
- 3 総会は会長が招集し、出席者の中から議長を選出する。

(合同役員会)

第11条 役員合同会議は、役員全員で構成し、重要な学校行事への協力や総会等での資料や議事について協議、検討する。総会に次ぐ決議機関である。

- 1 役員合同会議は、会長が招集し、出席者の中から議長を選出する。

(総務会)

第12条 総務会は会長、副会長、(顧問及び)事務局(教頭)によって構成し、PTA運営の重要事項を審議決定する。

- 1 総務会は会長が招集し、出席者の中から議長を選出する。

(理事会)

第13条 理事会は総務会の構成員・理事(専門委員の委員長)及び監事によって構成し、PTA運営を総合的かつ能率的に運営するために必要な事項について審議決定する。

- 1 理事会は会長が招集し、出席者の中から議長を選出する。

(監査会)

第14条 監査会は監事及び事務局によって構成し、会計の監査をする。

- 1 監査会は会長が招集する。

(専門委員会)

第15条 専門委員会は、地区役員及び教職員によって構成する。

- 1 各専門委員会は構成員の中より委員長1名を互選する。
- 2 文化委員会は広報紙の発行に関することを企画・立案する。
- 3 厚生委員会は生徒及び会員の厚生事業に関することを企画・立案する。
- 4 校外活動委員会は校外での安全指導に関することを企画・立案する。
- 5 施設委員会は施設・設備の充実に関することを企画・立案する。
- 6 進路対策委員会は生徒の進路に関することを企画・立案する。
- 7 各専門委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(会費)

第16条 本会の会費は会員1人につき月額500円とする。ただし、特別の事情のある場合は理事会の承認を得て会費の納入を免除できる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日始まり、翌年3月31日までに終わる。

(表簿)

第18条 本会は次の表簿を備える。

- 1 役員名簿
- 2 議事録
- 3 会計簿
- 4 事業記録

付 則	本会則は平成 4年	4月 1日に改正し施行する。
	本会則は平成10年	4月28日に一部改訂し施行する。
	本会則は平成23年	4月23日に一部改訂し施行する。
	本会則は平成26年	4月26日に一部改訂し施行する。
	本会則は平成27年	4月25日に一部改訂し施行する。
	本会則は平成29年	4月 1日に一部改訂し施行する。
	本会則は平成30年	4月 1日に一部改訂し施行する。

いすみ市立岬中学校 P T A 慶弔規定（内規）

平成 2 1 年 4 月 制定

項 目	金 額 等	備 考
職員慶事 (職員本人)	5、000円+祝電	祝儀および祝電は、事務局にて用意する。 表書きは「岬中 PTA」とする。
職員弔事 (職員本人)	5、000円+弔電	香典および弔電は、事務局にて用意する。 表書きは「岬中 PTA」とする。
会員弔事 (保護者)	5、000円+弔電	香典および弔電は、事務局にて用意する。 表書きは「岬中 PTA」とする。
その他	その都度総務会等で協議する。	学校葬・合同葬等

* 葬儀等への参列は会長がするものとし、都合がつかない場合は副会長又は事務局が参列するものとする。

いすみ市立岬中学校 P T A 旅費規定（内規）

平成 2 3 年 5 月 制定

- 1 P T A を対象とした研修会・学習会・その他会議等で参加した場合（学校行事・スポーツ大会等は含まない）は、P T A 会費より旅費を支払うこととする。
- 2 金額については、下記（1）～（3）のとおりとする。
 - （1）夷隅郡市内【一律 500 円】

<例> 岬ふれあい会館（岬） 岬公民館（岬） 夷隅教育会館（大原）
大原文化センター（大原） 夷隅文化会館（夷隅） 市内各小中学校
御宿町公民館 大多喜町中央公民館 勝浦市民会館
大多喜町・御宿町・勝浦市各小中学校 等
 - （2）東上総管内【一律 1、000 円】

<例> 長生・山武の長短を問わず、東上総教育事務所管内とする。
 - （3）千葉県内【一律 1、500 円】

<例> 長短を問わず、千葉県内とする。
 - （4）その他【その他については、会長と協議して決定する。】